
基本目標 3

自然環境と暮らしが調和した、 安全・安心なまち

■□■□■ 7 環境保全の推進 ■□■□■

- 1 地球環境対策の推進
- 2 自然環境の保全
- 3 生活環境対策の推進

■□■□■ 8 循環型社会の構築 ■□■□■

- 1 廃棄物対策の推進
- 2 環境衛生対策の推進

■□■□■ 9 安全・安心な暮らしの確保 ■□■□■

- 1 危機・防災・減災対策の推進
- 2 治山・治水事業の推進
- 3 生活安全対策の推進
- 4 消防・救急体制の充実
- 5 上下水道の整備・維持



政策 7 環境保全の推進

7-1 地球環境対策の推進

【現況と課題】

近年、地球温暖化やオゾン層*の破壊、生物種の絶滅*など地球環境問題について人々の関心が一層高まるとともに、地球規模での異常気象や自然の生態系への影響が深刻さを増してきています。

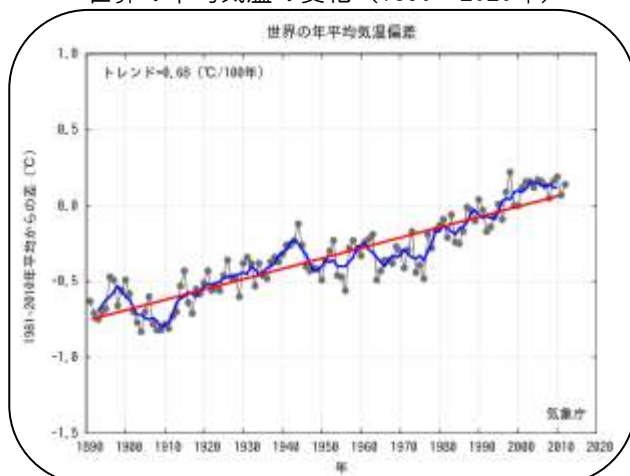
このような地球環境問題の中でも地球温暖化は、異常気象による災害の発生や気候変動による農業、漁業における食糧生産などへの影響が大きいと考えられており、私たちの日常生活や事業活動にも深く関わっています。このため、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調としたこれまでの社会経済システムや、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直し、化石燃料の消費を減らして、二酸化炭素の排出量の削減を図り、環境への負荷の少ない低炭素社会*への転換を図っていくことが求められています。

また、東日本大震災による福島第一原発事故を契機として生じた電力供給不足により、全国で電力需要が逼迫し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入が急務となっており、地球環境を守るためにも、持続可能な社会の仕組みを構築することが強く求められています。

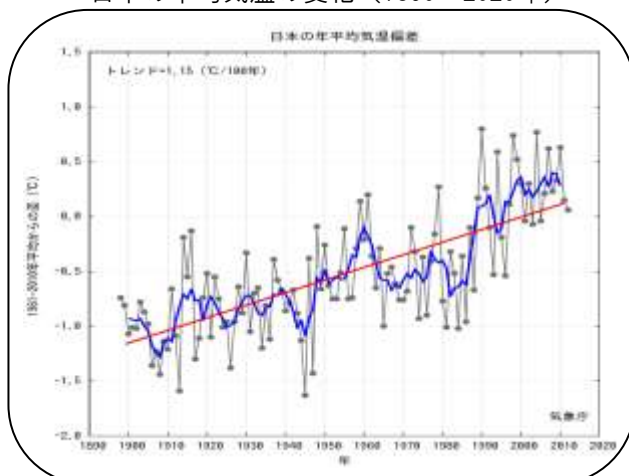
本市は、「第2次岡谷市環境基本計画*」に基づき、環境にやさしいさまざまな取り組みの啓発や再生可能エネルギーの導入を検討し、より一層、国、県、関係団体などと密接な連携を図りながら、市民、事業者などと協働し、地球環境にやさしいまちづくりの取り組みを進めていくことが必要です。

【資料・データ】

世界の平均気温の変化（1890～2020年）



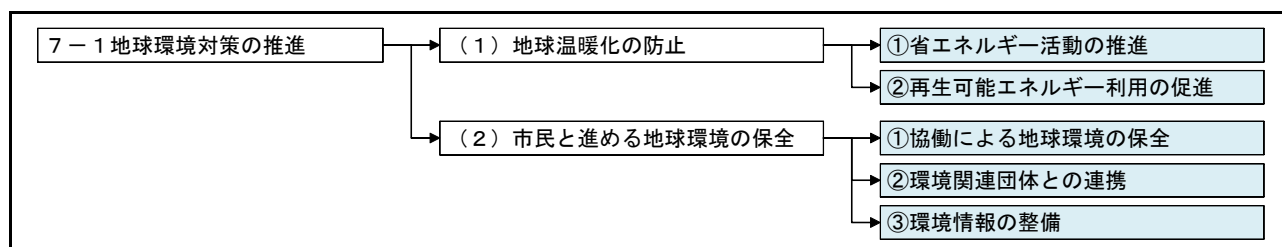
日本の平均気温の変化（1890～2020年）



（資料）：気象庁「気温・降水量の長期変化傾向」



【施策の体系】



(1) 地球温暖化の防止

①省エネルギー活動の推進

生活様式の工夫や省エネルギー型製品の利用、適切な温度や照度管理の働きかけ、温室効果ガスの排出を抑制するため、アイドリングストップや燃費が向上するエコドライブの周知、公共交通機関の利用、ハイブリッドカーや電気自動車などの低燃費車の普及を促進、啓発し、省エネルギーの推進を図ります。

②再生可能エネルギー利用の促進

新岡谷市民病院、新消防庁舎、諏訪湖周クリーンセンターなどにおいて地中熱利用、太陽光発電、廃棄物発電などによる再生可能エネルギー利用を行うとともに、多様な再生可能エネルギーの活用についても検討し、一層の普及と啓発を推進します。

(2) 市民と進める地球環境の保全

①協働による地球環境の保全

日常の暮らしの中での取り組みが、地球環境保全に大きくつながることから、「第2次岡谷市環境基本計画」に基づき、市民、事業者などと協働で実施する、緑のカーテン*事業や市内一斉気温測定*事業などの取り組みを推進します。

②環境関連団体との連携

環境市民会議おかや*などの市民団体や美しい環境づくり諏訪地域推進会議など各種団体と連携し、環境保全に関する講演会やイベントの開催など環境保全活動を推進します。

③環境情報の整備

地球環境に関するさまざまな情報の収集とその体系的な整備を図るとともに、広報活動の充実に一層努めます。

【目標指標・数値】

指標名：緑のカーテン参加数

内容説明：緑のカーテン事業を通し、市民、事業所などとの協働により、日常の暮らしの中から地球環境の保全に取り組む。

指標名	実績	後期計画	
	最新実績 平成24年度	開始時目標 平成26年度	終了時目標 平成30年度
緑のカーテン参加数	658件	680件	720件

【用語解説】

- * オゾン層：オゾン(ozone)とは、酸素原子3個からなる物質で、地表から10～50キロメートル上空の成層圏に集まっている層をオゾン層と呼び、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して地球の生物を守っている。
- * 生物種の絶滅：生物の個体の種類が絶えること。生物種の絶滅は自然状態でも起こっているが、現在、人間の活動によって引き起こされている生物種の絶滅は過去とは比較にならない速度であることが問題視されている。
- * 低炭素社会：地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出の少ない社会のこと。
- * 第2次岡谷市環境基本計画：岡谷市環境基本条例第7条の規定に基づき、条例に定められた基本理念の実現に向け、各種の環境施策を総合的かつ計画的に推進するために市が定める5か年の計画。平成21年度に策定（計画期間：平成22年～平成26年）。
- * 緑のカーテン：アサガオやゴーヤなどのツル性植物で窓辺をおおうと、夏の強い日差しをさえぎり部屋の中を涼しくすることができる。植物の光合成により二酸化炭素を吸収するので、地球温暖化防止にも役立つ。
- * 一斉気温測定：7月の最終日曜日の午後2時に、市内の自由な場所で、一斉に気温を測定し、周辺や地面などの状況による気温の違いを確認し、夏場の温度上昇を抑える工夫を見出す。
- * 環境市民会議おかや：市内の20団体と個人で構成され、市民、事業者、行政が相互に連携協力し、豊かな環境づくりと、地球環境の推進、廃棄物の3R推進により環境への負荷の少ない循環型社会の構築をめざし、さまざまな活動をしている。



7-2 自然環境の保全

【現況と課題】

本市は、周囲を山地、丘陵と諏訪湖に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれたまちであり、私たちの生活に潤いとやすらぎをあたえ、市民共有の貴重な財産となっています。

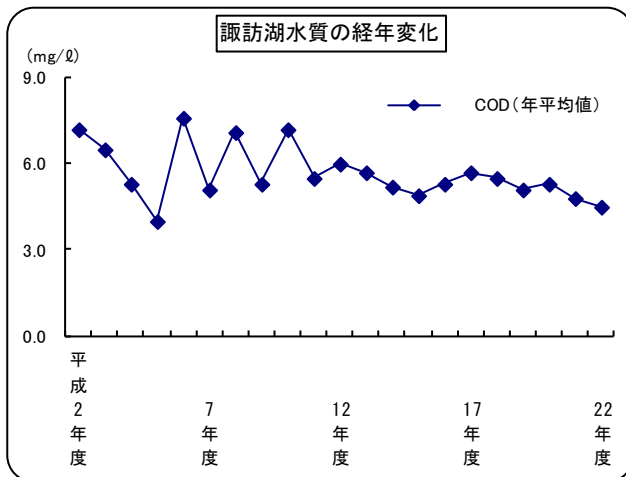
身近な自然や貴重な自然を守り、自然と共生する中で、多様性に富んだ豊かな自然環境を将来に引き継ぐことが求められています。

また、生活に欠かすことのできない上水道の水源は、地下水や森林地域を源流部とする河川に多くを依存しており、これらを涵養する森林の維持や保全が重要です。

このようなことから、身近な里山の保全や特定外来生物（アレチウリ、ブラックバスなど）の駆除など、身近な自然を再生し、生物や自然に親しむ場の確保を進めることが必要となっています。

自然への関心や理解を深め、自然に配慮した行動をとる人材の育成と自然とのふれあいの場や学ぶ機会を提供し、環境教育や自然と共生するまちづくりを進めていくことが必要です。

【資料・データ】



(資料)：長野県ホームページ「諏訪湖の水質経年変化」

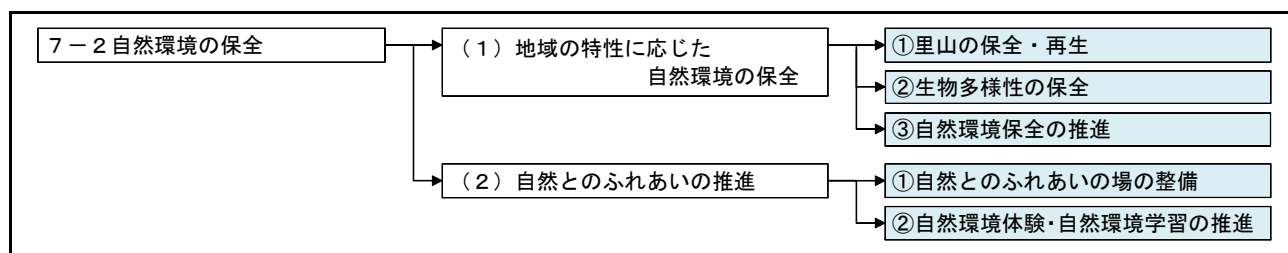
諏訪湖水質の経年変化

(単位：mg/l)

	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
COD* (年平均値)	7.2	5.1	6.0	5.7	4.5



【施策の体系】



(1) 地域の特性に応じた自然環境の保全

①里山の保全・再生

里山の保全再生を図り、多様な生物が生息することのできる豊かな自然環境保全を推進します。

②生物多様性*の保全

現在の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来生物は、「入れない、捨てない、拡げない」ことを基本にし、在来生物の保護を図り、アレチウリやブラックバスなどの駆除活動に努めるとともに、親水性に配慮した良好な水辺環境を維持し、水生生物を保護します。

③自然環境保全の推進

市民、事業者、諏訪湖浄化対策連絡協議会*、諏訪湖環境改善行動会議*など各種団体と協働し、諏訪湖浄化の促進を図るとともに、地下水や森林の保全を推進するなど、自然環境の保全に努めます。

(2) 自然とのふれあいの推進

①自然とのふれあいの場の整備

ビオトープ*や親水エリアなど、生物や自然に親しむ場の整備を進め、身近な自然の保護と再生に努め、日常生活における自然とのふれあいを推進します。

②自然環境体験・自然環境学習の推進

こどもエコクラブ*や環境セミナーなど、自然環境体験、自然環境学習の機会を創出し、自然への関心や理解を深めるよう努めます。

【目標指標・数値】

指標名：子どもが参加する環境団体

内容説明：こどもエコクラブ、緑の少年団などの子どもが環境活動に参加する団体数

指標名	実績	後期計画	
	最新実績 平成24年度	開始時目標 平成26年度	終了時目標 平成30年度
子どもが参加する環境団体数	6団体	15団体	35団体

【用語解説】

- *COD (Chemical Oxygen Demand/化学的酸素要求量)：湖沼などの有機物による汚濁の程度を示す指標として用いられ、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解(酸化)するときに消費される酸素の量として表され、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。
- *生物多様性：いろいろな生き物が存在している様子。生き物たちの豊かな個性と繋がりのこと。生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。
- *諏訪湖浄化対策連絡協議会：諏訪6市町村をもって組織し、諏訪湖の汚濁を防止するとともに、清浄化を推進するための連絡調整など重要事項について協議することを目的としている団体。
- *諏訪湖環境改善行動会議：適切な水質の実現、多種多様な魚介類や植物などを育む均衡のとれた生態系の確保および人々に安らぎを与える水辺空間の創出など、諏訪湖の環境改善を行い、地域を活性化するため、関係行政機関、関係団体および市民団体などが一体となり行政と民間が協働して諏訪湖の環境改善に取り組む団体。
- *ビオトープ：生物を意味するbioと場所を意味するtoposの合成語（ドイツ語）で、生物の生息に適した場所を意味する。植生豊かな水辺や雑木林などは、多様な生物が生息、生育できるビオトープといえる。また、開発事業などに際して積極的に維持、回復、創出が図られる野生生物の生息、生育環境という意味で用いられることもある。
- *こどもエコクラブ：こどもエコクラブは、2人以上のメンバー（幼児から高校生まで）と活動を支える1人以上の大人で構成される。環境省では、平成7年度からこどもエコクラブ事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援する。



7-3 生活環境対策の推進

【現況と課題】

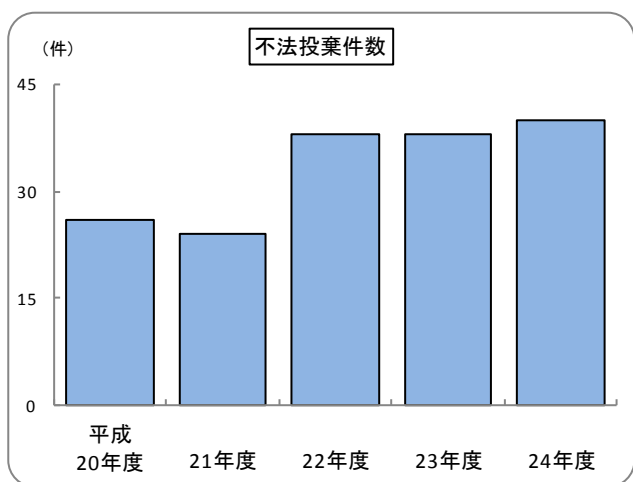
公害問題は、都市型、生活型公害へと移行しており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などについて、適切な監視を行うとともに、環境情報の提供に努めることが大切になっているため、関係機関と密接な連携により、迅速、的確に対応することが求められています。

東日本大震災による福島第一原発事故以降発生した放射能汚染や、近年注目されている微小粒子状物質（PM2.5）*についても同様に適切な監視を行うことが求められており、空間放射線量については、測定器を導入し、定期的な測定をしています。

また、不法投棄や空き缶などのポイ捨て、犬の糞の放置などのない、住み良いきれいなまちづくりを市民全体で進めるため、平成21年7月に、岡谷市ポイ捨て防止等に関する条例を施行し、ポイ捨て防止の取り組みを強く啓発しています。

そのほか、野外焼却など、日常生活に起因することがらについても、環境への影響について周知し、防止に努める必要があります。

【資料・データ】



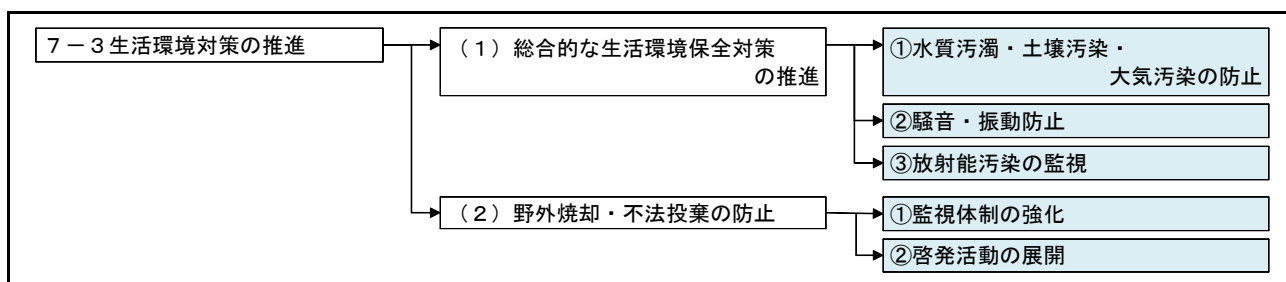
不法投棄件数の推移

(単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
不法投棄件数	26	24	38	38	40



【施策の体系】



(1) 総合的な生活環境保全対策の推進

①水質汚濁・土壌汚染・大気汚染の防止

発生源対策や汚染源の改善および適切な監視や啓発に努めます。

②騒音・振動防止

自動車騒音常時監視測定*、公害苦情調査などにより状況を把握し、生活環境の保全に努めます。

③放射能汚染の監視

県や関係機関と連携し、適切な監視体制に努めます。

(2) 野外焼却・不法投棄の防止

①監視体制の強化

不法投棄の防止を図るため、県および近隣市町村などと連携したパトロールの実施や不法投棄防止看板の設置など監視体制の強化に努めます。

②啓発活動の展開

野外焼却や不法投棄、ポイ捨ての防止について、あらゆる機会を通して積極的な啓発活動を行い、モラルの向上に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：水質調査河川のBOD*最高値

内容説明：水質調査実施河川の内、BODの最も高い河川の数値により、生活環境汚染の状況を把握する。

1mg/l以下は、BODの環境基準で、最も厳しいAA類型。

指標名	実績	後期計画	
	最新実績 平成24年度	開始時目標 平成26年度	終了時目標 平成30年度
水質調査河川のBOD最高値	1 mg/l	1 mg/l以下	1 mg/l以下

【用語解説】

- * 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中に漂う粒径2.5 μ m（マイクロメートル 1 μ m=0.001mm）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた粒径10 μ m以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子のことを示す。
- * 自動車騒音常時監視測定：都道府県などが自動車騒音対策を計画的総合的に行うため地域の騒音暴露状況を経年的に系統立てて監視する。また、国においても環境基準の設定や自動車単体対策の強化などの自動車騒音対策の基礎資料とするもの。
- * BOD（Biochemical Oxygen Demand／生物化学的酸素要求量）：河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標として用いられ、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量として表され、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。



政策 8 循環型社会の構築

8-1 廃棄物対策の推進

【現況と課題】

大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした社会経済システムやライフスタイルは見直されつつありますが、発生抑制や再利用については、十分とは言えず、ライフスタイルについても改善の余地があります。

また、安全かつ適正に廃棄物を処理する体制の整備が課題となっています。

本市のごみ排出量は、平成22年4月から実施した、家庭ごみ等の有料化に伴い、実施初年度においては大幅に減少しましたが、翌年から微増傾向に転じています。

今後さらなるごみ減量へ向けて、資源化の推進や可燃ごみに含まれる生ごみの減量への取り組みが必要です。

このため、家庭ごみ等の有料化の実施状況を注視し、ごみの減量化を着実に図っていかねればなりません。

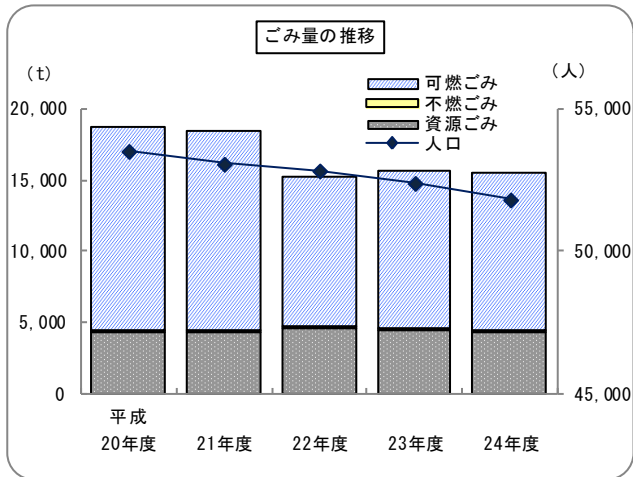
さらに、環境に負荷の少ない、持続可能な循環型社会の構築をめざすため市民、事業者、行政が協働し、3Rの推進（リデュース（Reduce発生抑制）、リユース（Reuse再使用）、リサイクル（Recycle再資源化））に取り組んでいます。今後は、それぞれの役割と責任による3Rの一層の徹底を図る必要があります。

清掃工場については、諏訪湖周3市町（岡谷市、諏訪市、下諏訪町）で構成する湖周行政事務組合による、新たな広域ごみ処理施設（諏訪湖周クリーンセンター）として、平成28年度中の稼働に向け、建設工事が進められています。

樋沢最終処分場は、浸出水の河川放流を停止し、公共下水道に接続しました。今後も引き続き適切な維持管理と環境基準の遵守に取り組んでいく必要があります。

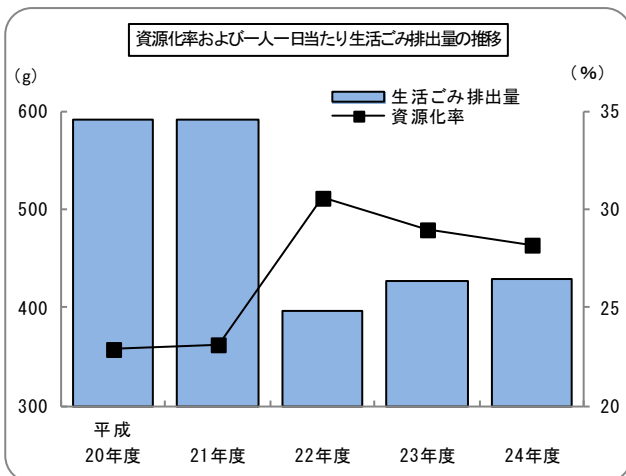


【資料・データ】



ごみ量の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ごみ量 (t)	18,782	18,589	15,236	15,664	15,530
可燃ごみ	14,237	14,032	10,428	10,987	11,017
不燃ごみ	244	254	145	134	130
資源ごみ	4,301	4,303	4,663	4,543	4,383
人口 (人)	53,529	53,077	52,841	52,403	51,822



※資源化率=総ごみ量に占める資源物の割合

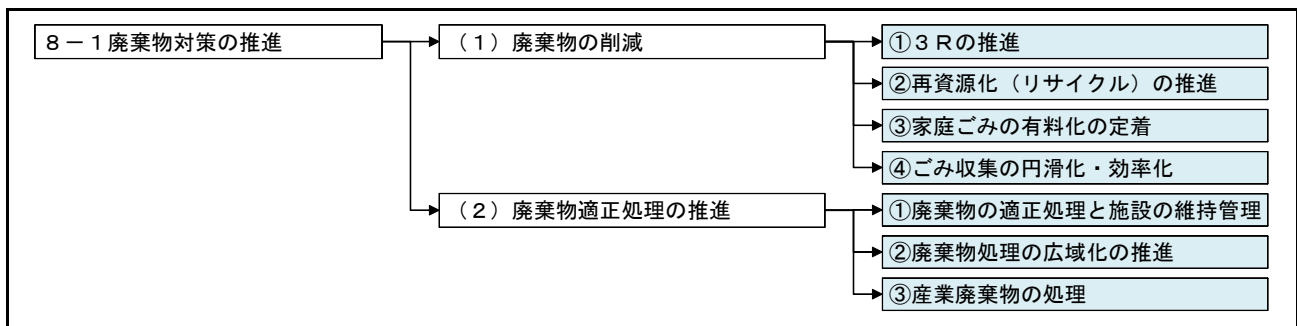
※一人1日当たりの生活ごみ排出量=

(家庭系可燃ごみ+家庭系不燃ごみ) / 人口 / 365日

資源化率および一人一日当たり生活ごみ排出量の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
生活ごみ排出量 (g)	577	577	396	427	429
資源化率 (%)	22.9	23.1	30.6	29.0	28.2

【施策の体系】



(1) 廃棄物の削減

① 3Rの推進

持続可能な循環型社会の構築のため、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割分担を明確にしながら、リデュース(Reduce発生抑制)、リユース(Reuse再使用)、リサイクル(Recycle再資源化)に積極的に取り組みます。

なかでも、生ごみの減量(発生抑制)を図るため、生ごみの水切り、食べ残しや食品ロスの削減など市民への啓発に努めます。

②再資源化(リサイクル)の推進

廃棄物の減量を進めるため、容器包装プラスチックの分別収集の定着を図るとともに、小型家電など、その他資源の有効利用の研究を行い、3Rのうち、特に再資源化(リサイクル)の促進に取り組みます。

③家庭ごみの有料化の定着

排出量に応じたごみ処理手数料を徴収して負担の公平性を確保し、ごみの減量やリサイクル意識を高めることにより、ごみの発生を抑制します。

④ごみ収集の円滑化・効率化

指定ごみ袋の使用や資源物の定められた排出方法により収集の円滑化、効率化を図ります。

(2) 廃棄物適正処理の推進

①廃棄物の適正処理と施設の維持管理

廃棄物の処理および清掃に関する法律などに基づき、廃棄物の適正処理およびごみ処理施設の計画的な維持管理と周辺環境の保全に努めます。

②廃棄物処理の広域化の推進

湖周行政事務組合による諏訪湖周クリーンセンターおよび最終処分場の整備を推進します。

③産業廃棄物の処理

産業廃棄物の適正処理とともに、技術開発や資源の有効利用による排出抑制が図られるよう、国、県による指導、規制を働きかけていきます。



【目標指標・数値】

指標名：①可燃ごみ量の推移

②一人1日当たりの生活ごみ排出量（家庭系可燃ごみ+家庭系不燃ごみ）÷人口÷365日）

③資源化率（総ごみ量に占める資源物の割合）

内容説明：ごみの排出抑制と資源化の推進により、ごみ減量を図る。

指標名	実績	後期計画	
	最新実績 平成24年度	開始時目標 平成26年度	終了時目標 平成30年度
①可燃ごみ量の推移	①11,017 t	①10,983 t	①10,022 t
②一人1日当たりの生活ごみ排出量	② 429 g	② 420 g	② 404 g
③資源化率	③ 28.22%	③ 33.90%	③ 41.06%

8-2 環境衛生対策の推進

【現況と課題】

環境衛生に関する諸施設のうち、火葬場については、湖北行政事務組合火葬場として、下諏訪町とともに管理運営をする中で、平成21年12月に新火葬場を建設、呼称を「湖風苑」としました。

今後も、人生の終焉を迎えるにふさわしい施設として適切な管理運営を行っていく必要があります。

霊園については、昭和45年に内山霊園を開設し、順次造成整備などを実施する中で適正な維持管理を行ってきました。今後も適正な維持管理を引き続き行う必要があります。

し尿処理については、現在、下水道への接続が進む中で、し尿汲み取りを必要とする家庭は減少し、その場所も市内に散在していますが、引き続き汲み取り業務が必要です。

し尿の処理は、湖北行政事務組合の湖北衛生センターにおいて行っており、処理能力は日量100kℓで標準脱窒素処理方式と高度処理方式を採用しています。なお、し尿処理量は減少していますが、引き続き適正な維持管理を進めることが必要です。

公衆浴場は、市民に入浴の機会を提供することにより、衛生的で快適な生活を確保することに貢献するものでありますが、年々利用者数の減少により公衆浴場の経営が悪化するとともに、経営者の高齢化や後継者不足により存続が困難な状況となっています。しかし、市民の公衆浴場利用の機会の確保に努める必要があります。

【資料・データ】

火葬件数

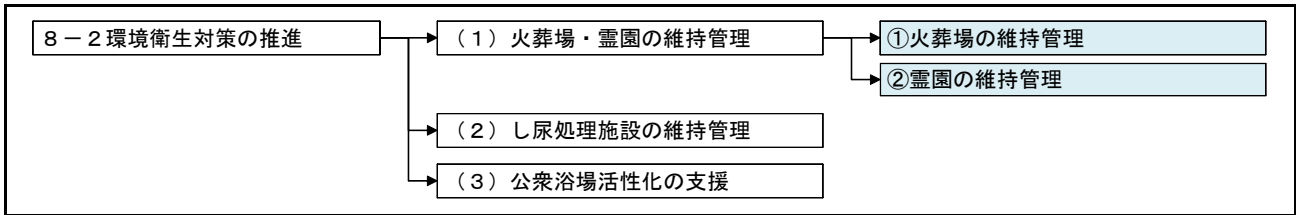
(単位：件)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
岡谷市	505	577	593	593
下諏訪町	242	242	265	260
管外	100	106	128	119
合 計	847	925	986	972

*平成21年度は旧施設での火葬件数を含む



【施策の体系】



(1) 火葬場・霊園の維持管理

①火葬場の維持管理

湖北行政事務組合における火葬業務の円滑な運営と適正な施設の維持管理に努めます。

②霊園の維持管理

内山霊園の適正な維持管理に努めます。

(2) し尿処理施設の維持管理

湖北行政事務組合における、し尿処理施設の適正な維持管理を保持するとともに、今後、処理量の減少や老朽化を踏まえ施設のあり方について研究を進めます。

(3) 公衆浴場活性化の支援

公衆浴場の確保のため、経営の安定化および活性化と利用促進の支援を行います。

政策 9 安全・安心な暮らしの確保

9-1 危機・防災・減災対策の推進

【現況と課題】

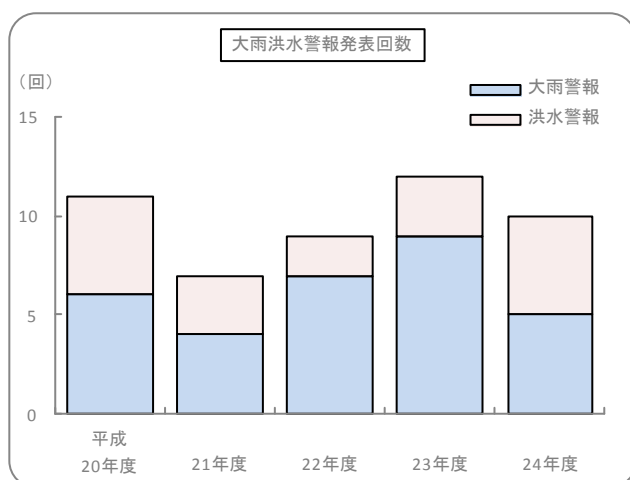
本市は、平成18年7月豪雨災害により8名の犠牲者と多くの建物などへの甚大な被害を経験し、自然災害への認識が改められ、さまざまな取り組みを実施しています。被災した流域にはえん堤が設置され安全対策が進んでいますが、この経験を後世に伝えるとともに、近年多発する集中豪雨をはじめ、市内全ての危険渓流や急傾斜地では、なお一層の災害に対する注意が必要です。

また、東日本大震災を契機として見直されている法制度や、社会情勢の多様化にともない増加することが予想される、事件事故や新型インフルエンザ、テロなど市民生活に重大な影響を及ぼす多種多様な危機事象や緊急事態に適切に対応する必要があります。

さらに、その発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や糸魚川静岡構造線などの活断層上の大地震を想定した実践的な訓練の実施や防災拠点、避難所および公共施設などの耐震化を促進するとともに、多数の人が利用する民間の特定建築物*や住宅についても耐震化の促進に努める必要があります。

このように、地震を含めた自然災害、人為的な災害など、大規模災害が発生した場合には行政だけではその対応に限界があり、市民の危機、防災、減災に対する意識を高め、地域防災力の強化を図り、行政、地域、市民がそれぞれの立場で責任を果たしながら密接に連携を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進することが大切です。

【資料・データ】



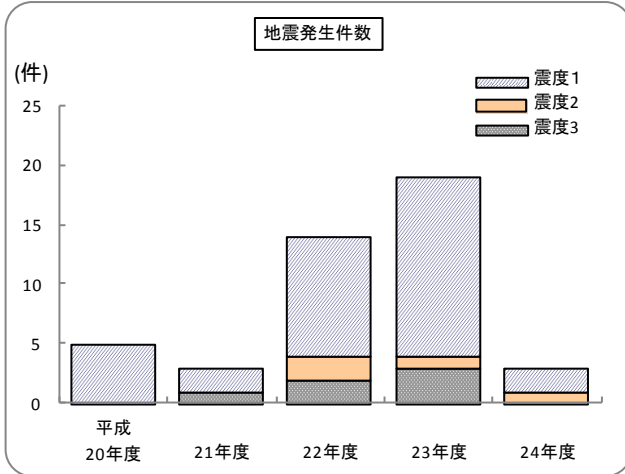
大雨洪水警報発表回数 (単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
大雨警報	6	4	7	9	5
洪水警報	5	3	2	3	5

岡谷市の土砂災害警戒区域指定数 (単位：箇所)

土石流	112
急傾斜地の崩壊	369

平成25年4月1日現在



地震発生件数 (単位: 件)

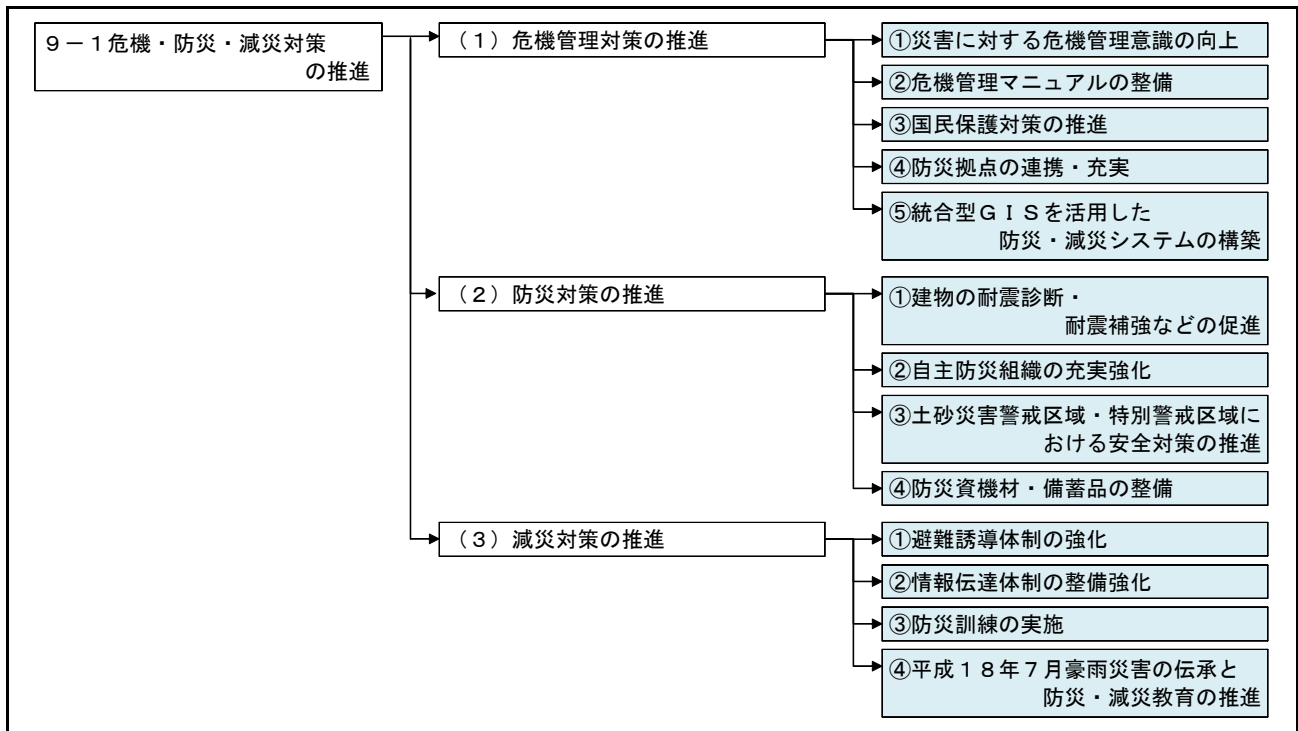
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
震度1	5	2	10	15	2
震度2	0	0	2	1	1
震度3	0	1	2	3	0

住宅の耐震診断件数 (単位: 件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
精密耐震	26	29	8	20	21
簡易耐震	25	26	8	21	21
合計	51	55	16	41	42

※集計期間中、岡谷市内においては震度4以上の観測はありません。

【施策の体系】



(1) 危機管理対策の推進

①災害に対する危機管理意識の向上

地震、風水害などの自然災害や予期しない大規模事故などは、いつどこで私たちの身の回りに発生するかわかりません。常に災害に対する危機意識を持つことができるよう啓発に取り組みます。

②危機管理マニュアルの整備

国、県の上位計画との整合を図りながら、「岡谷市地域防災計画*」、「岡谷市水防計画*」の定期的な見直しを図るとともに「岡谷市危機管理指針*」に基づく「岡谷市事件・事故等対処計画*」や「事象別危機管理マニュアル*」による対応や新型インフルエンザ等への対応、「岡谷市除雪マニュアル*」などの点検を進め、災害時における体制づくりや関係機関との円滑な連絡、対応、復旧などの遂行を図ります。また、「岡谷市防災ガイド」の刷新を行い、避難所、災害危険箇所などの周知を図ります。

③国民保護対策の推進

「岡谷市国民保護計画*」に基づき、市民の生命および財産を守り、市民の保護を図ります。

④防災拠点の連携・充実

災害時の中心的役割を担う市災害対策本部は、災害発生時に円滑な応急活動を実施するため、防災拠点となる新消防庁舎および新岡谷市民病院との連携を一層強化すると同時に、さまざまな事態においても本部中枢機能を果たすために必要な対策の充実を図ります。

⑤統合型地理情報システム（統合型GIS）を活用した防災・減災システムの構築

統合型地理情報システム（統合型GIS）により防災に関する地理情報を管理し、災害時においては、庁内で管理する情報を共有、活用できる防災・減災システム（仕組み）を構築します。

(2) 防災対策の推進

①建物の耐震診断・耐震補強などの促進

建物倒壊による死傷者や火災などの被害の減少、また、災害時の緊急輸送に対する道路の確保のため耐震診断や耐震補強などの実施を促進します。

②自主防災組織の充実強化

「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、自主防災組織連絡協議会を中心に防災訓練、研修会などへの取り組みや、防災資機材などの整備を支援し、地域防災力の強化を促進します。

③土砂災害警戒区域・特別警戒区域における安全対策の推進

土石流およびがけ崩れに対する土砂災害警戒区域、特別警戒区域における安全対策について、関係機関などへ働きかけをするとともに、対象地域の住民への周知を進め防災対策を推進します。



④防災資機材・備蓄品の整備

防災資機材を整備し、市内に効率的に配備することにより、災害時に速やかに対応できる体制の強化と、避難所などで使用する医薬品の計画的な備蓄を推進します。また、「岡谷市下水道総合地震対策計画*」に基づく下水道施設の耐震化の促進と平行して、「岡谷市災害用トイレ整備方針*」に基づき災害用トイレの整備を推進します。

(3) 減災対策の推進

①避難誘導體制の強化

減災の最も効果的な手段は、早期における避難行動といわれているため、要配慮者を含め避難体制、避難誘導體制の整備に取り組みます。また、土砂災害警戒区域および特別警戒区域内における警戒避難体制の強化を推進します。

②情報伝達体制の整備強化

市民への緊密な情報提供や、災害時における避難準備情報、避難勧告などの緊急情報を確実に伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム*、防災ラジオ、防災メール、緊急速報メール*シルキーチャンネル、臨時災害放送局*などの適正な管理運用と利用促進に努めます。また、災害時において共助の要となる区との情報伝達を補完するために、簡易デジタル無線機を活用した情報伝達体制づくりを計画的に進めながら、防災行政無線の更新とともに、防災行政無線のデジタル化についても検討します。また、急速な発展を遂げる高度情報化社会において、その環境に応じた住民などへの情報伝達の方法を研究します。

③防災訓練の実施

土砂災害、水防および地震災害を想定した訓練を行政、関係機関、住民が一体となって行い、被害の軽減を図ります。

④平成18年7月豪雨災害の伝承と防災・減災教育の推進

平成18年7月豪雨災害の教訓を後世に伝えるため、災害が発生した7月19日の「岡谷市防災の日*」に関連した事業や出前講座を実施するとともに、将来を担う子供たちへの防災・減災教育により、市民一人ひとりの防災・減災に対する意識の啓発に務めます。

【目標指標・数値】

指標名：①防災訓練参加者数

②住宅耐震診断累計件数

③市有施設のうち災害拠点施設など*の耐震化

内容説明：①土砂災害訓練および防災訓練により危機管理意識の向上と被害の軽減を図る。

②建物倒壊による死傷者などを防ぐため耐震診断件数を上げる。

③避難体制の整備の促進を図る。

指標名	実績	後期計画	
	最新実績 平成24年度	開始時目標 平成26年度	終了時目標 平成30年度
①防災訓練参加者数	①13,868人	①14,500人	①16,500人
②住宅耐震診断累計件数	② 574件 (平成15~24年度累計)	② 690件	② 930件
③市有施設のうち災害拠点施設などの耐震化	③ 93.1% (③3月時点)	③ 95.8%	③ 100.0%

**【用語解説】**

- * 特定建築物：耐震改修促進法に定義付けられているもの。病院、集会場、百貨店、ホテル、事務所などで、階数3以上かつ1,000㎡以上など多数の者が利用する一定規模以上の建築物。規模については建築物の用途により定められている。
- * 岡谷市地域防災計画：災害対策基本法および岡谷市防災会議条例に基づき、災害から市民の生命、身体および財産を保護することを目的とし、岡谷市防災会議により作成された計画。昭和40年度に策定。
- * 岡谷市水防計画：水防法の規定に基づき、長野県知事から指定された指定水防管理団体である岡谷市が、市域内の洪水などの水災を警戒、防御し、または被害を軽減するため、水防に関する必要事項を定めた計画。昭和40年度に策定。
- * 岡谷市危機管理指針：危機管理の基本的事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機による市民の生命、身体および財産への被害の最小化を図り、市民が安全で安心して暮らすことができるまちをつくるための方針を示したもの。平成21年度に策定。
- * 岡谷市事件・事故等対処計画：岡谷市地域防災計画が対象とする自然災害や岡谷市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態などを除いた事件事故等に対処するための岡谷市危機管理指針に基づく計画。平成21年度に策定。
- * 岡谷市事象別危機管理マニュアル：事件事故対処計画に基づき、危機管理を円滑かつ適切に行うため、組織単位から個人単位にいたるまで、必要な対応策をまとめた手順書。平成22年度に策定。
- * 岡谷市除雪マニュアル：雪害に対し、市民、業者、関係機関で情報の共有を図り、除雪に対する役割分担を明確にし、道路交通の円滑化と安全を確保するためのマニュアル。平成13年度に策定。
- * 岡谷市国民保護計画：武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃などから市民の生命、身体および財産を保護することを目的とした計画。平成18年度に策定。
- * 岡谷市下水道総合地震対策計画：重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための計画。平成24年度に策定（計画期間：平成25年度～平成29年度）。
- * 岡谷市災害用トイレ整備方針：避難所および防災拠点における災害用トイレの整備方針を定めたもの。平成25年度に策定。
- * 全国瞬時警報システム（J-ALERT ジェイアラート）：人工衛星を利用した警報システムで、緊急地震速報などの時間的余裕のない緊急事態を、国が全国の市町村の防災行政無線を自動的に起動させ瞬時に知らせる仕組み。
- * 緊急速報メール：緊急地震速報や災害、避難情報などを携帯電話やスマートフォンへ配信するサービスの名前。㈱NTTドコモにおけるサービス名は、エリアメールである。
- * 臨時災害放送局：大きな災害が発生したときに、その被害を軽減するために必要な情報を住民に伝えることを目的として、臨時に設置するラジオ放送局のこと。
- * 岡谷市防災の日（7月19日）：平成18年7月19日に発生した豪雨災害の体験と教訓を永久に忘れることなく、市民の防災意識の高揚と、市民協働による安全で安心なまちづくりを推進するため制定した。
- * 市有施設のうち災害拠点施設など：本庁舎、支所庁舎、消防署、小中学校、体育館、病院、社会福祉施設など。

9-2 治山・治水事業の推進

【現況と課題】

本市は、面積の3分の2が森林であり、周囲は急峻な山々に囲まれた地勢となっています。この山間地の上流から市街地に向けて土砂災害警戒区域などに指定された溪流などは110カ所に上っています。

こうした状況から大雨や洪水により、土砂災害などの自然災害や市街地の冠水などによる被害が常に起こりやすい現状にあります。平成18年7月豪雨災害では市内各地に土石流が発生し市民の生命、財産、公共施設などに甚大な被害をもたらしましたが、こうした災害が二度と起きないように国、県、市それぞれの役割分担のもと、治山、治水事業を積極的に推進し、市民の安全・安心を確保していかなければなりません。

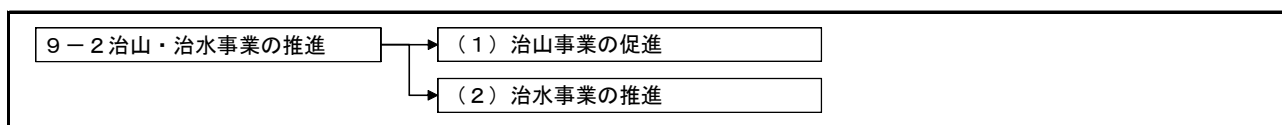
治山事業は、適正な防災構造物を設置し、森林を保護することにより、土砂の流出や崩壊を抑制する機能を有しています。そのため、危険な地形や土質を有する箇所については、保安林指定を進めるとともに、引き続き保安林の適正な保育を促進することにより、災害に強い森林づくりに取り組む必要があります。

治水事業は平成18年7月豪雨災害以来、県と連携し、大規模な砂防事業、河川事業が著しく進展してきました。

現在、未整備個所の溢水被害、土石流、急傾斜地崩壊などを防ぐため、さらなる積極的整備を進めています。

また、近年市街地周辺の開発の進展により、市内中小河川の溢水による市街地の浸水被害が見られるようになり、その対策が緊急の課題となっています。

【施策の体系】



(1) 治山事業の促進

現保安林*においては、県や森林所有者に適正な保育などの事業を働きかけるとともに、治山事業主体である県と連携を密にし、山地災害の危険箇所の把握と保安林指定を進め、事業の早期実施に向け働きかけ、災害に強い森林づくりを促進します。



(2) 治水事業の推進

治水対策の充実を図るため、関係機関と災害危険箇所の定期的な調査、巡視を実施するとともに天竜川、大川などの河川改修、河川維持、砂防、急傾斜崩壊防止などの事業を促進します。

また、市街地を流れる塚間川については、関係機関と連携し「100mm/h安心プラン*」を策定、ピーク流量を減らし、溢水の軽減を図ります。また、雨水渠整備も検討します。河川改修の実施にあたっては、自然生態に配慮し地域景観に調和した工法を検討します。

また、市内の中小河川、水路などについて改修整備に取り組みます。さらに、雨水の流出抑制のため、一般家庭雨水貯留浸透施設の普及、開発における調整用貯留施設設置、透水性舗装の施工などの指導、依頼を実施します。

【目標指標・数値】

指標名：市内の普通河川整備の延長

(天竜川、横河川、大川、塚間川、十四瀬川を除く普通河川総延長43,600m)

内容説明：洪水、土石流などを未然に防ぐため整備を図る。

指標名	実績	後期計画	
	最新実績 平成24年度	開始時目標 平成26年度	終了時目標 平成30年度
市内の普通河川整備の延長	24,677m	24,727m	24,807m

【用語解説】

*保安林：水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全、形成など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

保安林に指定されると、立木の伐採などの行為に制限を受けるほか、伐採後には植栽が義務付けられる。一方、保安林に指定されると、固定資産税などの免除や相続税の軽減などが受けられる。

*100mm/h安心プラン：ゲリラ豪雨に対して、市民が安心して暮らせるよう、河川管理者が実施する対策に加え、下水道、道路などの関係者および住民の方々が行うべき地域ごとの集中的な対策と役割分担などを盛り込んだ計画を市町村が策定し、国が登録する制度。平成25年度に創設された。

9 - 3 生活安全対策の推進

【現況と課題】

最近の交通事故の傾向は、死亡事故の約半数を高齢者が占めていることや、歩行者の安全が確保されるべき場所において子どもや交通弱者が巻き込まれるケースや、未だ飲酒運転やひき逃げ事件などの悪質事犯の発生が後を絶たない状況です。市内においては、追突事故と出会頭事故が人身事故の半数以上を占めています。

本市は、県下に先駆け交通指導員を配置し、街頭での交通指導や各年齢段階に応じた安全教育を推進しているところですが、交通安全協会役員などの高齢化が進む中、交通指導員の果たす役割も一層重要となってきました。

また、交通安全施設の整備や交通安全意識の高揚に取り組んできましたが、今後も事故防止のための総合的な施策の推進を図っていく必要があります。

本市の犯罪件数は、全体的に減少傾向にありますが、犯罪そのものは多様化しています。近年、インターネットや携帯電話を利用した悪質な犯罪や架空請求、不当請求、もうかります詐欺、振り込め詐欺などによる新たな手口の犯罪も進行しています。

こうした中で、警察を中心に岡谷市防犯協会連合会と連携し、防犯体制の整備と青少年の非行防止を含む地域ぐるみの防犯活動を進めています。また、平成25年4月から施行された岡谷市暴力団排除条例により暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保などを図っています。

今後も市民、関係機関などの連携により、一層の防犯体制の整備充実を図るとともに、犯罪を未然に防ぐための地域環境の整備、安全・安心に対する意識の高揚、啓発の推進が必要となっています。

市内にある空き家の中には老朽化が著しいものもあり、周辺環境への影響や道路に近い場合は通行者への影響も考えられるほか、防犯、防災上の懸念もあることから所有者への適切な対応が求められています。

消費生活の安定と向上については、近年、消費者を取り巻く環境が規制緩和や高度情報化の進展により大きく変化し、多種多様な商品やサービスが提供される中で、国民の安全・安心を損なうような消費者トラブルが後を絶たず、内容も複雑化、巧妙化しています。また、一方で、県の消費生活センター岡谷支所が平成24年3月に廃止となっています。

このような消費者問題への対応は、消費者、事業者、地域、行政が一体となって取り組んでいくことが必要ですが、消費者みずからが必要な知識を習得し、情報を収集することが求められており、自主的かつ合理的に行動することが一層重要となっています。自立する消費者の育成のため、関係機関との連携を深めながら、消費生活に関する知識や情報の提供を推進するとともに、消費生活相談の体制の充実を図る必要があります。



【資料・データ】

交通事故の推移

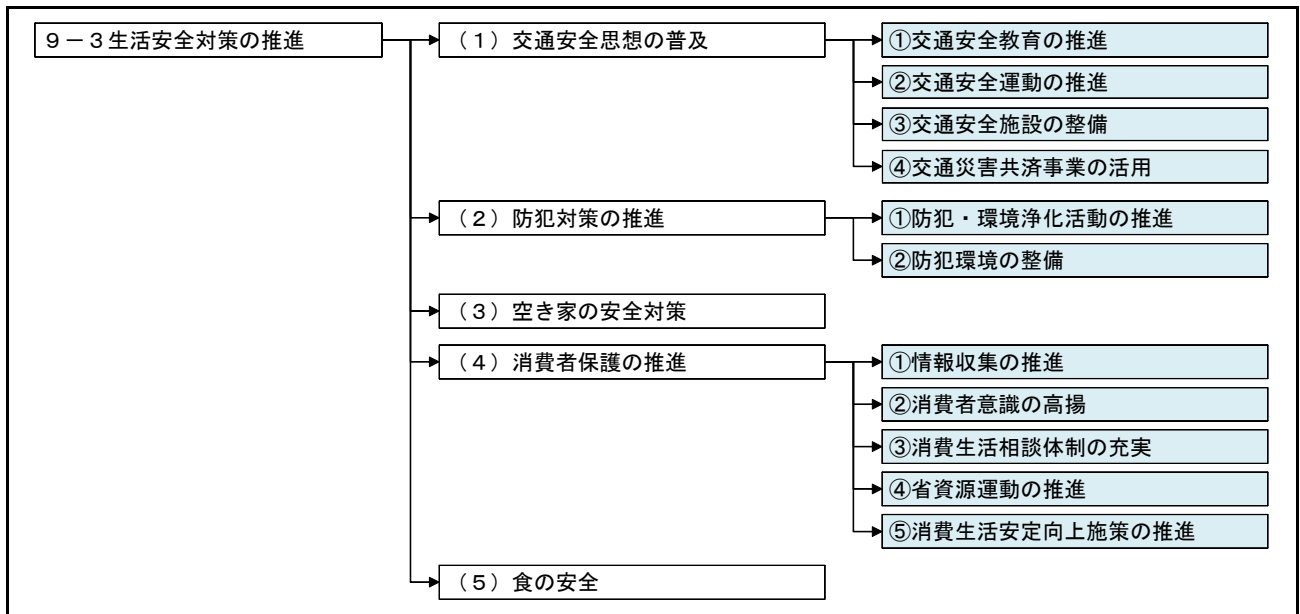
区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
人身事故(件)	269	250	228	274	226
死者(人)	1	3	2	2	1
傷者(人)	333	295	260	313	301
物損事故(件)	1,192	1,184	1,220	1,209	1,175

犯罪件数の推移(刑法犯)

(単位:件)

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
凶悪犯	1	3	1	1	2
粗暴犯	26	23	20	8	14
窃盗犯	292	380	281	246	200
知能犯	18	7	7	9	7
風俗犯	6	3	3	4	7
その他	77	87	70	67	63
合計	420	503	382	335	293

【施策の体系】



(1) 交通安全思想の普及

①交通安全教育の推進

交通指導員による幼児の交通安全教育、指導活動をはじめとし、高齢者まで、組織的、体系的な教育や各段階に応じた適切な学習会の充実を図ります。

②交通安全運動の推進

交通安全思想の徹底を図るため、市民総参加の交通安全運動を推進するとともに、警察、交通安全協会や各種団体との連携強化を図ります。また、毎月、無事故無違反デーを設定し、運転者および自転車の交通ルールと交通マナーの実践、習慣化に努め、円滑な交通と安全確保のため、交通安全関係団体とともにパトロールを実施し、歩行者保護や高齢者など交通弱者に配慮した安全な環境づくりを推進します。

③交通安全施設の整備

安全で円滑な道路交通の確保や歩行者の安全確保を図るため、歩道や交通安全施設の点検を行い、道路標識、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの整備を計画的に実施し、安全の確保に取り組みます。

④交通災害共済事業の活用

交通事故など不測の事態に備えて、市民に対し、長野県民交通災害共済事業制度の周知と加入促進を図ります。

(2) 防犯対策の推進

①防犯・環境浄化活動の推進

岡谷市防犯協会連合会、警察などの関係機関、団体などと連携を図りながら、パトロールなどの防犯活動に取り組むとともに、青少年の非行防止、暴力団排除、自転車などの放置防止などの環境浄化活動を推進します。

②防犯環境の整備

犯罪、事故などが発生しにくい地域環境の整備を市民とともに推進します。また、通学路、住宅地などにおける防犯灯（LED防犯灯*）の整備を促進し、犯罪の未然防止に努めます。

(3) 空き家の安全対策

老朽化が進み、地域住民の生活安全面で問題があると判断される空き家については、制定に向けた準備を進めている（仮称）空き家等の適正管理に関する条例に基づき、所有者に対し家屋の解体もしくは補修について指導します。



(4) 消費者保護の推進

①情報収集の推進

国民生活センターや長野県消費生活センター、各種消費者団体との連携による情報収集を推進します。

②消費者意識の高揚

消費者グループの育成に努め、消費者の自主的な運営を促進するための支援を行います。また、商品やサービスに関する情報提供と知識の普及を図るため、各種広報、メディアの活用を推進します。

③消費生活相談体制の充実

消費者から寄せられる相談などに対し適切な対応ができるよう、国、県などの関係機関との連携を深めるとともに、的確な指導、助言が行えるよう、総合的な相談体制の整備、充実を図り、被害の防止とトラブルの早期解決に努めます。

④省資源運動の推進

消費者みずからが再生商品を利用したり、レジ袋削減のため、買い物袋を持参するなど、日常生活における省資源意識の徹底と定着化を促進するため、消費者団体と連携し、広く市民への周知に努めます。また、廃品の再利用、物を無駄にしないリサイクル活動など、地球にやさしい各種の実践活動の促進に努めます。

⑤消費生活安定向上施策の推進

消費生活の安定向上を図るため、家庭用品品質表示法および消費生活用製品安全法に基づく立ち入り検査を実施し、消費者保護を図ります。

(5) 食の安全

諏訪保健福祉事務所や長野県消費生活センターなど関係機関との連携による情報収集体制により、食品の安全に関する必要な情報を市民へ提供し、啓発に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：交通事故人身事故件数

内容説明：交通安全運動の推進により交通事故件数を減らす。

指標名	実績	後期計画	
	最新実績 平成24年度	開始時目標 平成26年度	終了時目標 平成30年度
交通事故人身事故件数	226件	220件	200件

【用語解説】

* LED防犯灯 (Light Emitting Diode/発光ダイオード) : LEDを使った防犯灯で、従来の蛍光灯のものに比べてエネルギー効率と耐久性に優れ、省エネと維持管理経費の削減に効果がある。



9-4 消防・救急体制の充実

【現況と課題】

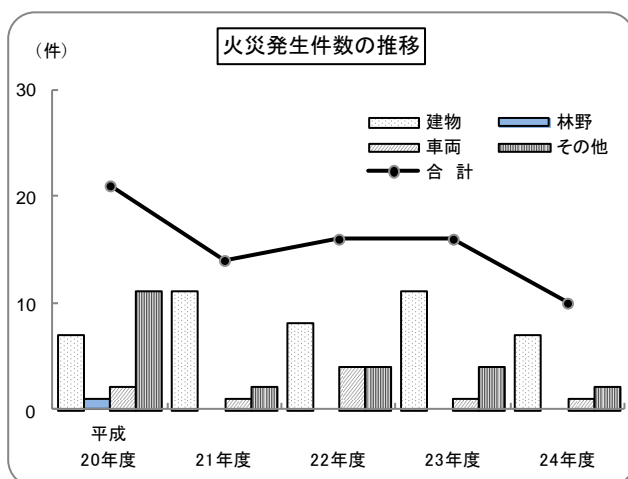
近年の消防業務を取り巻く環境は、地域社会の情勢変化にともなう、建築物の高層化、交通網の発達や高齢化社会の進展による災害弱者の増加などにより、災害の態様は複雑多様化、大規模化の様相を呈しています。特に、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震（東海地震を含む）をはじめ、竜巻や豪雨災害などの自然災害による大規模な被害が危惧される中、市町村の消防広域化の推進など、総合的な消防力の充実強化が求められています。

こうした中で、災害発生時には迅速で効果的な消防活動の実施と質の高いきめ細かい消防サービスの提供ができるよう、平成27年4月に諏訪広域消防本部の一元化を実施し、あわせて、防災拠点としての高機能消防指令センターを含めた新消防庁舎建設を実施するなど、将来にわたって、市民の生命、身体および財産を守る責務を全うすべく消防組織体制の基盤強化が大きな課題です。

消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として、市民の安全・安心の確保のために果たす役割は、ますます大きくなっています。社会環境の変化を受ける中、団員の安定的な確保、活動のしやすさ、やりがいを感じる環境づくりと広域消防一元化後における、消防署との円滑な連携、協力体制の維持は不可欠です。

また、災害時における消防の役割を明確にするとともに、市民の主体的な防火、防災意識の高揚を図り、市民と一体感を持ちながら防火、防災対策を展開し、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めることが重要です。

【資料・データ】

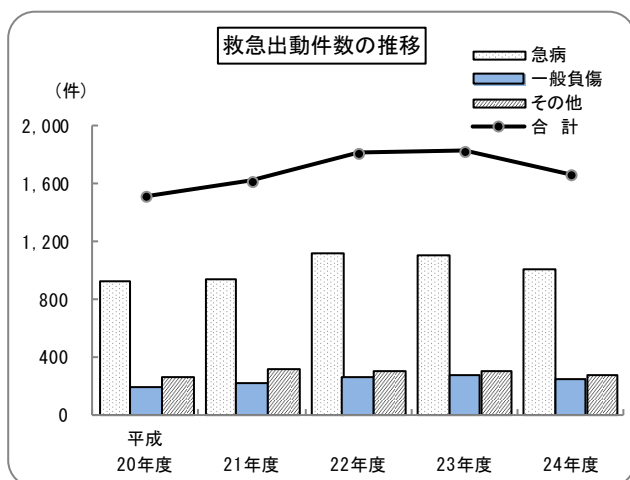


火災発生件数の推移

(単位: 件)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
建物	7	11	8	11	7
林野	1	0	0	0	0
車両	2	1	4	1	1
その他	11	2	4	4	2
合計	21	14	16	16	10

平成25年4月現在



救急出動件数の推移

(単位: 件)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
急病	932	944	1,125	1,102	1,016
一般負傷	199	216	262	275	252
交通	128	140	125	148	128
その他	259	320	303	303	271
合計	1,518	1,620	1,815	1,828	1,667

平成25年4月現在

消防団の状況

区分	管轄区域	組織および団員定数(人)								消防ポンプ車(台)	小型動力ポンプ(台)	資機材搬送車(台)
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計			
消防団本部	岡谷市一円	1	1	1	2	2	10	22	39			
第1分団	今井			1	1	1	5	27	35	1	2	1
第2分団	新屋敷・間下			1	1	1	5	27	35	1	2	1
第3分団	岡谷			1	1	1	5	27	35	1	1	1
第4分団	下浜・小尾口			1	1	1	5	27	35	1	2	1
第5分団	上浜・小口			1	1	1	7	35	45	1	1	1
第6分団	小井川・西堀			1	1	1	8	44	55	1	4	1
第7分団	湊			1	1	1	8	44	55	1	4	1
第8分団	三沢・橋原			1	1	1	7	35	45	1	4	1
第9分団	新倉・駒沢・鮎沢			1	1	1	10	57	70	1	※4	1
第10分団	中屋・中村・横川			1	1	1	8	49	60	1	2	1
第11分団	東堀			1	1	1	6	31	40	1	4	1
合計		1	1	12	13	13	84	425	549	11	30	11

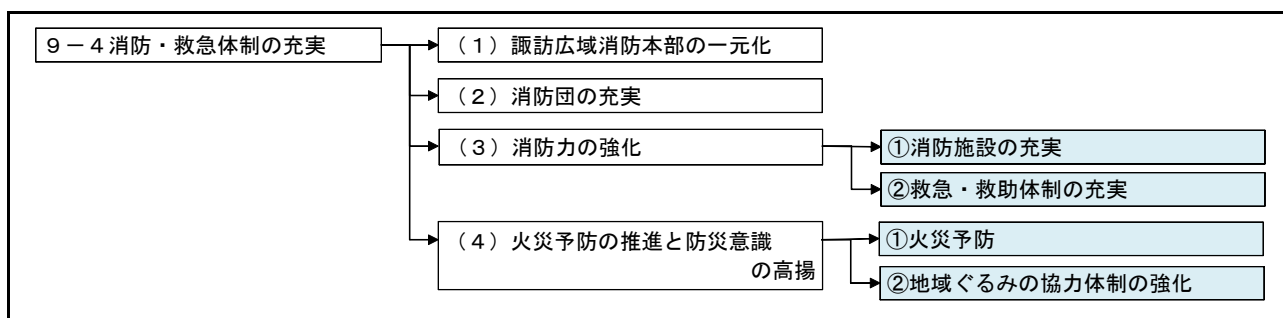
※小型動力ポンプ積載車1台を含む
平成25年4月現在

消防水利の状況

貯水槽(基)		消火栓(基)		充足率(%)	
消防水利の基準 40㎡未満	140	基準未満	口径150mm未満	582	基準未満
消防水利の基準 40㎡以上	161	基準以上	口径150mm以上	294	基準以上
合計	301	合計	合計	876	合計
					26.6
					57.4
					84.0

平成25年4月現在

【施策の体系】



(1) 諏訪広域消防本部の一元化

災害の多様化および大規模化、都市構造の変化、住民ニーズの多様化などの消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、将来にわたって市民の生命、身体および財産を守る消防使命達成のための総合的消防体制の構築として、平成27年4月に諏訪広域消防本部の一元化を実施します。

迅速で効果的な出動による住民サービスの向上を図り、人員配置の効率化による現場体制の充実や高度化、組織面など消防体制の基盤を強化しながら経費節減に努めます。

(2) 消防団の充実

少子高齢化が加速する中、火災時の初期消火や風水害時の警戒や救助活動、大規模災害時の住民避難支援や災害防ぎよなどにおいて、消防団員による活動が必要不可欠であることから、消防団員の安定的な確保に積極的に取り組みます。また、広域消防一元化後においても、引き続き消防署において消防団事務を行い、従来通りの連携、協力体制を維持します。

消防団員は、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安全・安心の確保を果たすため、団員の資質の向上に努めるとともに、平成18年7月豪雨災害を教訓にさらなる体制の充実強化や地域ぐるみの防火、防災体制の確立を図るため、機能別消防団員や消防団協力事業所表示制度*、消防団員サポートショップ*を推進し、地域や事業所などと一体となって、魅力ある消防団を構築し、入団しやすく活動しやすい環境づくりに取り組みます。

また、消防団の消防力向上のため、消防ポンプ自動車の計画的更新を推進します。



(3) 消防力の強化

① 消防施設の充実

消防施設の充実については、諏訪広域 6 市町村における消防防災の拠点として、高機能消防指令センターを含めた新消防庁舎の建設を実施します。また、消防屯所などの改修、整備に努めるとともに、消防活動の基本となる消防自動車や消防用活動資機材の計画的更新を推進します。

消防水利の整備については、消防水利の基準*以下の防火貯水槽や消火栓を含めると、消火活動に特段支障はない状況ですが、大地震などに対応できる耐震性貯水槽や基準を満たす消火栓の整備を計画的に進めるなど、消防水利の充足率を上げ、消防力の強化に努めます。

② 救急・救助体制の充実

救急体制の充実については、高度救命処置用資器材などの整備や救急隊員の技能向上、認定救命士*の養成を進めます。

また、市民に対して A E D*の使用を含めた、応急手当の普及啓発を継続し、市民、救急隊、医師などが一体となった救急救命活動により、救命率の向上に努めます。

救助体制の充実については、複雑多様化する災害に対応するため、救助技術の高度化に努めるとともに、救助隊の装備充実を図ります。

(4) 火災予防の推進と防災意識の高揚

① 火災予防

火災予防を各家庭に深く浸透させるため、住宅用火災警報器の設置指導、広報活動の推進に努めるとともに、婦人防火クラブの育成を図ります。

また、火災を未然に防止するため、防火対象物、危険物施設への立入検査を実施するとともに、一般住宅に対しては、住宅防火診断を行い、特に高齢者世帯に対する防火対策の強化に努めます。

② 地域ぐるみの協力体制の強化

大規模災害発生時における被害を軽減させるため、地域住民に「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、自主防災組織などに対する消防訓練指導を通じて、隣近所が互いに助け合う体制づくりに努めます。

【目標指標・数値】

指標名：①消防団員の充足率

②消防水利施設の充足率

③防災組織への訓練指導等回数

内容説明：①消防団員の条例定数に対する充足率を高め、地域ぐるみの防火体制の確立を図る。

②消防水利の基準を満たした、貯水槽や消火栓の充足率を高める。

③婦人防火クラブ、自主防災組織の育成を通じて、家庭での防火意識の高揚を図るとともに、高齢者世帯での火災予防を重視した防火指導を推進する。

指標名	実績	後期計画	
	最新実績 平成24年度	開始時目標 平成26年度	終了時目標 平成30年度
①消防団員の充足率	① 98.7%	① 98.7%	① 100.0%
②消防水利施設の充足率	② 57.4%	② 58.1%	② 60.0%
③防災組織への訓練指導等回数	③ 38件	③ 40件	③ 42件

【用語解説】

* 消防団協力事業所表示制度：消防団活動に協力している事業所に対し、表示証を交付して協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価することによって、協力事業所の信頼性の向上につながり、また、消防団と事業所との連携、協力体制が一層強化され、地域における消防、防災体制の充実強化を図ることを目的として、総務省消防庁が平成19年1月から実施している制度。岡谷市では、平成19年4月より実施している。

* 消防団員サポートショップ：消防団員に対して店舗などが優待サービスなどの支援を行うことで、地域の活性化と地域防災の強化につなげ、消防団員の継続的な確保を図ることを目的とした事業。

* 消防水利の基準：市町村の消防に必要な最小限度の水利について定めたもので、貯水槽は、常時貯水量が40³m以上、消火栓は65mmの口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けられていること。

* 認定救命士：気管挿管と薬剤投与（アドレナリン）、について、一定の教育と実習を受けた救急救命士に対し、長野県メディカルコントロール協議会からその行為に対し認定を受けた救急救命士をいう。

* A E D（Automated External Defibrillator／自動体外式除細動器）：心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のこと。



9-5 上下水道の整備・維持

【現況と課題】

水道事業を取り巻く環境は、ライフスタイルの変化や環境、資源保全に配慮した節水型社会の進展にともない、量から質へと大きく変化し、安全・安心なおいしい水への関心が高まっています。また、災害などの緊急時においても安定した水の供給が強く求められています。

本市における給水区域内の水道普及率は100%に達し、水道事業は市民生活、企業活動に欠かすことのできないものとなっている一方で、今後の水需要予測は節水対策や人口減少などにより減少傾向が続く見通しです。

現在、水道水源の約8割は地下水に依存しており、地下水位の低下や汚染については常に監視が必要であり、水量確保と水質保全については、万全の管理体制が必要となっています。

水道施設については、地震などの災害、異常発生時における水確保および安定供給を図るため、災害に強く効率的な水道施設の整備と、危機管理体制の強化を図ることを目的に見直しを行った「岡谷市水道事業基本計画*」に基づき計画的な改良、更新に取り組んでいます。

また、施設の適切な維持管理と効率的な運用とともに、水道料金の適時適切な見直しを行い、経営の健全化に努めることが必要となっています。

下水道事業は、諏訪6市町村と立科町からなる諏訪湖流域関連公共下水道となっています。

諏訪湖流域下水道は、終末処理場と各関連公共下水道からの汚水を受けて終末処理場まで流下させる流域幹線管路からなる施設で、長野県により管理、運営が行われています。平成24年度末の普及率は97.7%となり、終末処理場および流域幹線の整備を促進するとともに、適切な維持管理を進めています。

昭和49年度に事業着手した公共下水道は、市民生活や企業活動にともない発生した汚水を流域幹線へ接続し排除するため、本市が建設、維持管理を行う管路施設*で、平成32年度までの事業計画に基づき整備を進めており、平成24年度末の普及率は99.4%となっています。また、平成21年度からは下水道長寿命化事業、平成24年度からは下水道総合地震対策事業を活用し、損傷管の長寿命化対策や重要管路の耐震対策を計画的に実施しています。

排水設備については、平成24年度末の接続率が97.3%となっていますが、地形条件、経済的理由などにより接続を見合わせている世帯への普及が課題となっています。

維持管理業務については、管路施設の定期的清掃点検および破損箇所の計画的修繕、台帳整備、特定事業所などへの立ち入り検査を継続して実施しています。

接続率の一層の向上を図り、事業の進捗状況を勘案しながら、下水道使用料の適時適切な見直しを行い、経営の健全化に努めることが必要となっています。

上下水道事業とも平成22年度に発足した岡谷市上下水道事業運営審議会*の意見を反映させるため、その都度必要に応じて審議会を開催、審議しています。

温泉事業は、平成2年4月から給湯を開始し、現在は、おかや総合福祉センター諏訪湖ハイツ、市民水泳プール、健康福祉施設ロマネットなどに給湯しています。

また、温泉スタンドは、家庭でも気軽に温泉を味わえることから、利用の継続が求められています。利用者は減少傾向にありますが、利用促進を図るとともに引き続き施設の適切な維持管理に努めていくことが必要となっています。



【資料・データ】

上水道の計画

区 分	既認可計画	平成 24 年度	平成 30 年度
行政区域内人口（人）	62,900	52,573	49,802
給水人口（人）	62,900	52,421	49,663
1 日配水能力（m ³ ）	35,000	31,850	31,850
1 日最大配水量（m ³ ）	35,000	23,070	21,399
1 人 1 日最大配水量（ℓ）	558	440	431

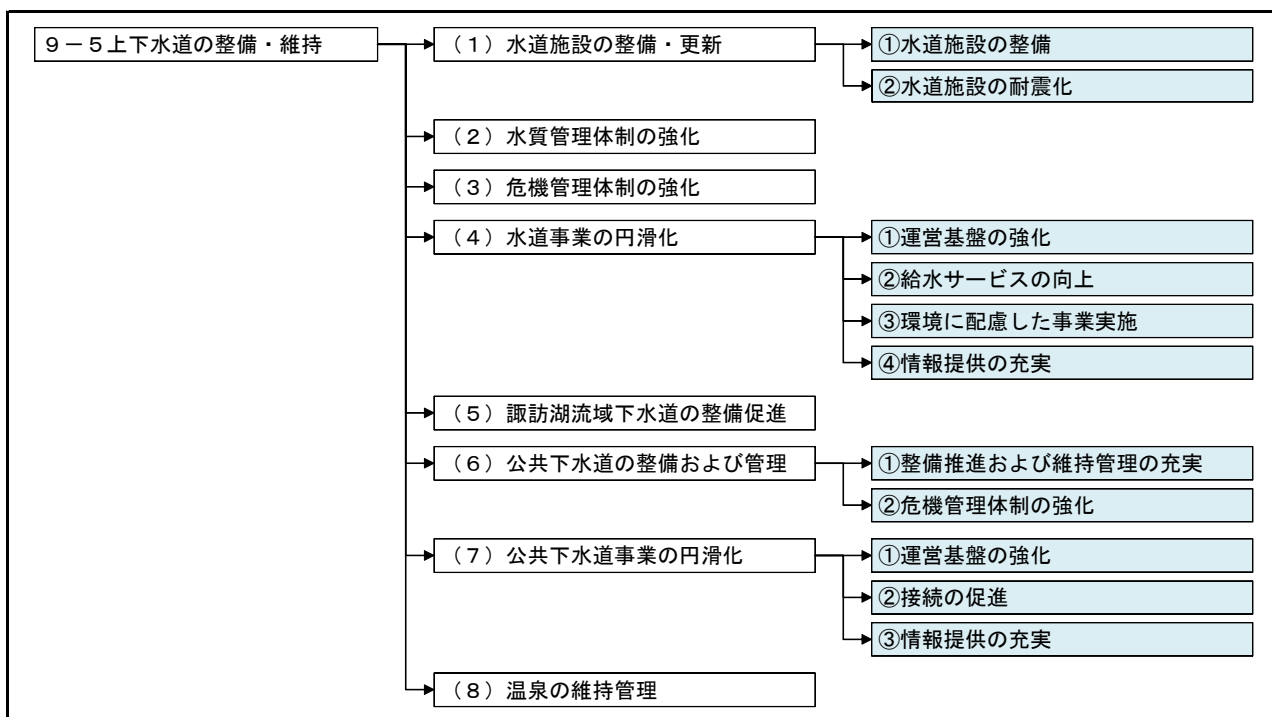
（資料）岡谷市水道事業基本計画

公共下水道の計画

区 分	全体計画
計画年次	昭和 49 年度～平成 30 年度
計画面積（ha）	1,636
計画人口（人）	50,300
計画汚水量（日最大 m ³ ）	27,150

（資料）岡谷市公共下水道事業計画

【施策の体系】



(1) 水道施設の整備・更新

①水道施設の整備

「岡谷市水道事業基本計画」に基づき、将来の水需要への対応、地震災害など異常時の安定供給に向け、配水池などの整備を図るとともに、配水区域の再編成を進めます。

②水道施設の耐震化

老朽管の更新や管網整備などの施工に際しては、耐震性の高い管種を採用するとともに、「岡谷市水道施設耐震化計画」に基づき、水源や配水池などの計画的な耐震化を進めます。

(2) 水質管理体制の強化

水源周辺環境の保全と水質検査による管理の強化に努め、より安全で良質な水の供給を図ります。

(3) 危機管理体制の強化

地震災害、水質汚染事故などにおける早期の復旧と応急給水の体制を確保するために、危機管理体制や、隣接市町との連結管による相互応援給水の体制強化を図ります。また、水道情報管理システム（GIS）および水源監視システムを活用し、維持管理の効率化と緊急時の迅速な対応に努めます。

(4) 水道事業の円滑化

①運営基盤の強化

長期的な更新計画と財政収支を見通しながら、水道料金の適時適切な見直しと財源確保に努め、運営基盤の強化を図ります。また、業務の効率化による経費の節減を図り、経営の健全化に努めるとともに、共同化の可能性についても検討します。

②給水サービスの向上

水道情報管理システム（GIS）の活用により、より迅速な窓口サービスの提供を図るとともに、利用者サービスの向上に努めます。

③環境に配慮した事業実施

環境配慮の観点から、省エネルギー対策として、配水池の整備により、自然流下配水方式の採用や深夜電力の活用を検討するとともに、計画的、効果的な漏水防止対策を進め有収率の向上に努めます。

④情報提供の充実

ホームページなどを活用してわかりやすい情報の発信を継続して行います。また、各種イベントを通じて、水道事業への理解と関心を深めてもらえるように努めます。



(5) 諏訪湖流域下水道の整備促進

流域幹線および終末処理場の計画的整備や適切な維持管理を促進します。下水道汚泥、沈砂については溶融結晶化生成物の有効活用を促進します。

(6) 公共下水道の整備および管理

①整備推進および維持管理の充実

公共下水道計画区域内の可住地の整備についてはほぼ完了したため、今後は、宅地造成や道路築造にともない新たに整備が必要となった箇所について、整備を推進します。

維持管理としては、下水道管路の点検を定期的に行い状況の把握に努めるとともに、「岡谷市下水道長寿命化計画*」、「岡谷市下水道総合地震対策計画」に基づき、計画的に施設の延命化、耐震化を進めます。

②危機管理体制の強化

地震災害、豪雨災害などにおける早期復旧と応急排水の体制を確保するとともに、危機管理体制の強化を図ります。また、下水道情報管理システム（GIS）およびマンホールポンプ場監視システムを活用し、維持管理の効率化と緊急時の迅速な対応に努めます。

(7) 公共下水道事業の円滑化

①運営基盤の強化

長期的な更新計画と財政収支を見通しながら、下水道使用料の適時適切な見直しと財源確保に努め、運営基盤の強化を図ります。また、業務の効率化による経費の節減を図り、経営の健全化に努めます。

②接続の促進

公共用水域の水質を保全し経営の健全化を確保するため、供用開始区域内の全居住家屋の接続を促進します。

③情報提供の充実

ホームページなどを活用してわかりやすい情報の発信を継続して行い、早期接続と排水設備の適切な利用促進に努めます。

(8) 温泉の維持管理

市民に潤いとやすらぎを与える貴重な温泉の有効活用と利用促進を図るとともに、安定した給湯のため、温泉ポンプの定期的な交換など、給湯施設の効果的、効率的な維持管理に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：①水道水の水質基準適合率

②経常収支比率（水道事業）

③下水道普及率

④経常収支比率（下水道事業）

内容説明：①安全で良質な水の供給（水道法に基づく水質基準に適合する割合を表したもので、100%未満になれば、水源の使用を中止する必要がある）

②・④企業の健全性をみる指標で高いほど良く、100%未満は経常損失が生じていることを意味する。

③下水道の普及割合で、下水道に接続し使用している人口の割合を表したものの、

（供用開始区域内人口÷計画区域内人口）

指標名	実績	後期計画	
	最新実績 平成24年度	開始時現状 平成26年度	終了時目標 平成30年度
①水道水の水質基準適合率	①100.00%	①100.00%	①100.00%
②経常収支比率（水道事業）	②104.42%	②105.40%	②105.50%
③下水道普及率	③99.44%	③99.50%	③99.55%
④経常収支比率（下水道事業）	④108.21%	④105.90%	④106.00%

【用語解説】

*岡谷市水道事業基本計画：厚生労働省が策定した『新水道ビジョン』に基づき、基本理念を掲げ、取り組むべき方向性および実現方策を水道事業の基本構想として策定した計画。平成18年度に策定（計画期間：平成19年度～平成28年度）。

*管路施設：下水を集めて処理場まで流すもので、管渠、マンホール、ます、取付け管などで構成されている。

*岡谷市上下水道事業運営審議会：市民の声を反映させるため、上下水道事業の経営および運営に関する重要な事項について審議する団体組織。

*岡谷市下水道長寿命化計画：事故の未然防止とライフサイクルコストの最小化を図るため、下水道施設の健全度に関する点検、調査結果に基づき改築の進め方を定めた計画。平成22年度に策定。